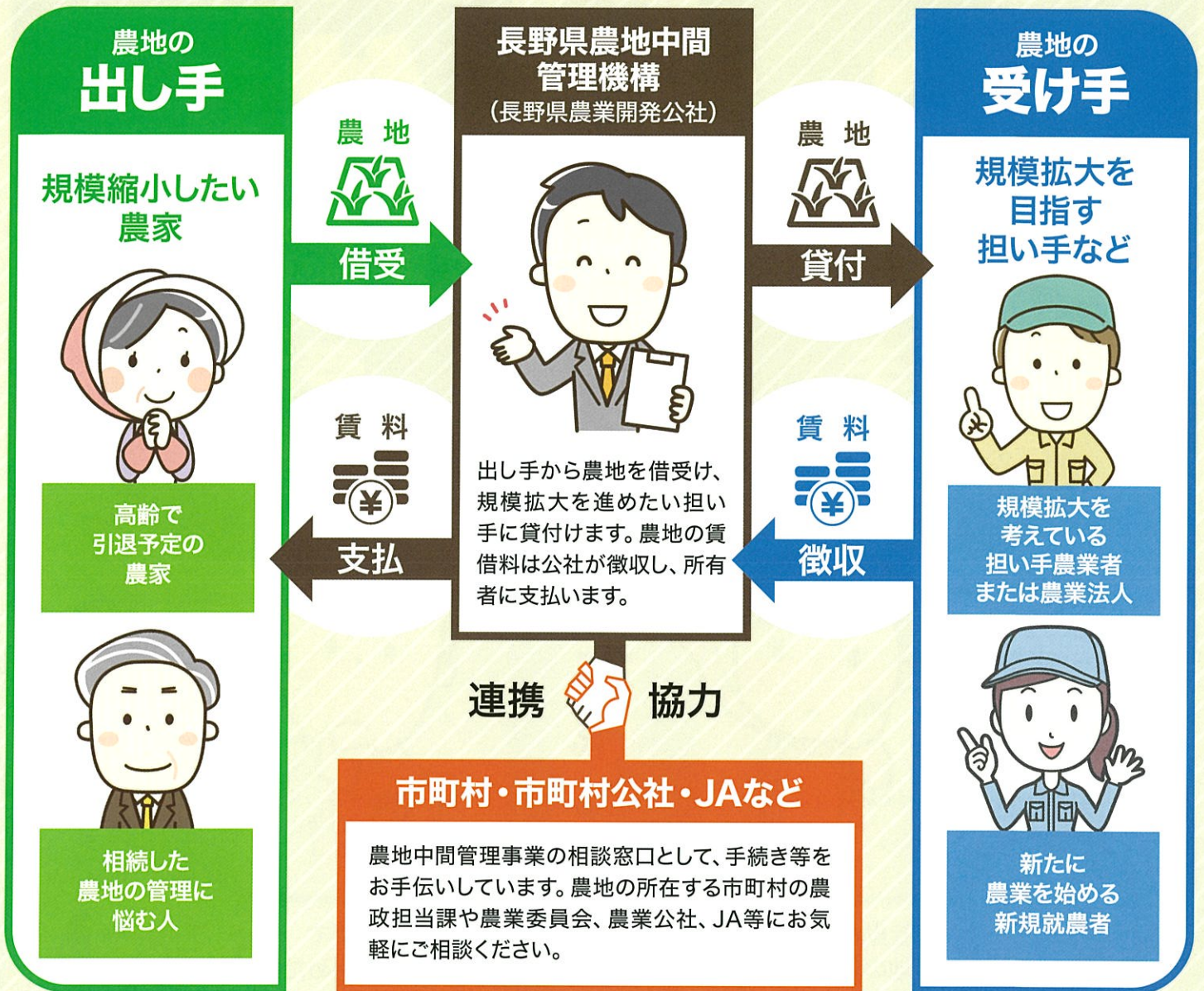


農地中間管理事業の仕組み



出し手のメリット

- 安心して農地を貸すことができます。
- 受け手と直接交渉する必要はありません。
- 賃料を確実に受け取ることができます。
- 期間満了後の更新手続きも簡単です。

受け手のメリット

- 経営規模の拡大や集約ができます。
- 借入期間中は安心して耕作できます。
- 賃借料の支払い事務は、機構が行います。
- 期間満了後の更新手続きも簡単です。

まず
市町村、市町村公社、
JA、または
右記へご相談
ください

公益財団法人 長野県農業開発公社 (長野県農地中間管理機構)

住所: 長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル11階

☎026-217-7167 fax.026-217-7973

公社ホームページはこちらを検索

長野県農業開発公社